

## 規制シート(様式)

190200500510001

平成28年12月22日

規制の名称	特定特殊自動車排出ガスの規制	所管府省	国土交通省
根拠法令等	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行令(平成18年政令第62号) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省令第1号) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する必要な事項を定める告示(平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	総合政策局公共事業企画調整課 課長 勢田 昌功 自動車局環境政策課 課長 西本 俊幸 自動車局審査・リコール課 課長 斧田 孝夫
規制目的	特定原動機及び特定特殊自動車について技術上の基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。		
規制内容の概要	平成18年10月以降に製作されている公道を走行しない特殊自動車(いわゆるオフロード特殊自動車)の使用者は、本法で定める排出ガス低減性能に関する技術基準に適合する旨の表示が付されているもの又は技術基準に適合することを検査したものを使用しなければならない。なお、技術基準に適合する旨の表示は、オフロード特殊自動車の製作者等(製作又は輸入を業とする者)が、特定特殊自動車技術基準に適合することを届出又は承認されることで付することができる。		
規制の最近の改廃経緯	平成20年1月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第9次答申)」及び平成24年8月の第11次答申において、ディーゼル特殊自動車の新たな排出ガス基準の強化等が示されたことを受けて、平成26年1月に関係法令等の改正を行った。「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)に基づき、特定特殊自動車の使用者に対する技術基準適合命令、業として使用者に対する指導及び助言並びに使用者に対する報告徴収及び立入検査に係る事務・権限を都道府県に委譲するため、平成27年6月に法改正を行うとともに、平成28年10~11月に政省令の改正を行った。	関連する予算	-
規制を維持、改革又は新設する理由	排出ガス低減性能の高い自動車の普及により、今後、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質は減少していくものの、特殊自動車が占める排出量の割合は増加していくとの推計がなされており、引き続き、規制を維持していく必要がある。	規制の維持、改革又は新設の別	規制の維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		